

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条、第六条及び第七条中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。